

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下関市長 前田 晋太郎

市町村名 (市町村コード)	下関市 (35201)
地域名 (地域内農業集落名)	豊北田耕朝生・小野地区 (朝生集落、小野集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、圃場整備事業が導入されているが、中山間地域等で傾斜地が多いという不利な条件を抱え(特に、水路管理に苦慮)、平地地域と比べて生産条件の格差が多いエリアである。
担い手について、2法人を中心に水稻を基幹とし、麦、飼料作物、畜産等を組合わせた複合経営を展開するとともに、高齢農家や後継者不在農地を中心に農地集積し、地域農業の発展に寄与している。
今後ますます、地域内農業者の高齢化及び遊休農地の発生も懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、地域外からの入り作や新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の重要な課題である。
また、地域で取り組める新たな作物の導入も検討していく。
【地域の基礎的データ】
農業者:73人、団体経営体(法人・集落営農組織等)2経営体
主な作物:水稻、小麦、飼料作物、ブロッコリー
主な畜産:肉用牛

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域計画内の農地利用について、農業を担う者7名を中心に農地を集積し、更には農作業の効率化を図るべくスマート農業の導入を進める。
また、畜産業も盛んなことから、育成期の生産量の安定の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63.52 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	63 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状、エリア内の7割以上の農地が担い手へ集積されているが、今後耕作が困難となる自作地が発生した場合は、中心経営体もしくは地域外からの入り作や新規就農者を確保し管理する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後耕作が困難となった農地は、農地の所有者の意向を確認しながら、農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区のニーズを踏まえ、農地整備事業(経営体育成型)を活用し、排水管、防護柵、ポンプ施設の整備を令和6年度までに実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、当地区に新規就農者等による入り作希望があった際は、県やJA等の関係機関と連携を図りながら担い手として受け入れ、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地発生防止のため、農作業委託を含めた効率化を進める。 ・JAが斡旋する肥料等の購入については、費用削減の観点から近隣の集落営農法人と共同購入する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②、⑨集落で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。